

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 27 日（金）第 697 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
 - くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 2
 - 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
 - 県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 2
 - 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 3
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備業貴重品運搬警備業務 1 級，同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 7
 - 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 10

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 120 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
伊佐市大口原田字原田1079番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和8年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
35.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	19.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	14.9トン

鹿児島県告示第122号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿屋加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第123号

奄美市笠利町里16番地 濱崎房生及び奄美市笠利町笠利3315番地1 濱崎文和からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）川氏池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年3月2日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）西俣池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 3 月 2 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 2 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	大島郡龍郷町赤尾木字金浜 631番5地先から631番3地 先まで	前	19.0～39.0	144.5
			後	16.0～21.0	144.5

鹿児島県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 2 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	328号	鹿児島市小山田町6781番2 地先から6786番1地先まで	前	19.8～20.6	27.1
			後	16.4～17.6	27.1

北薩地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 2 月 27 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

颯	薩摩川内市青山 町4204番地 1	株式会社ステッ プ・アップ	薩摩川内市青山 町4204番地 1	前田 将伸	令和 7 年 11 月 1 日	居宅訪問 型児童発 達支援・ 保育所等 訪問支援
---	----------------------	------------------	----------------------	-------	--------------------	--------------------------------------

北薩地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 27 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
キッズサポート みらい	薩摩川内市高江 町654番地 1	株式会社オフィ スHIGASHI	薩摩川内市高江 町654番地 1	東 峯生	令和 7 年 10 月 1 日	保育所等 訪問支援
明日への一歩	薩摩川内市中郷 町2299番地 1	クリー株式会社	薩摩川内市中郷 町2299番地 1	田中 博文	令和 8 年 1 月 1 日	保育所等 訪問支援

北薩地域振興局告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 2 月 27 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ユアワーク	薩摩川内市東郷 町斧淵850番地 3	株式会社ユア ショップ	兵庫県尼崎市西 長洲町一丁目3 番20号	西村 直也	令和 7 年 10 月 31 日	就労継続 支援 B 型
元気さろんひと み	薩摩川内市入来 町副田5761	ジャンゴ合同会 社	薩摩川内市宮内 町1880	古川みさき	令和 8 年 1 月 31 日	就労移行 支援
ヘルパーステー ションK	薩摩川内市田崎 町283番地	医療法人社団真 澄会	薩摩川内市田崎 町1071番地 8	岩川 俊二	令和 8 年 2 月 1 日	居宅介護

北薩地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 27 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労選択支援事 業所NEXTAGE	出水市平和町 477番地 2	社会福祉法人清 流苑	出水市平和町 477番地 2	中島 雅恵	令和 7 年 10 月 1 日	就労選択 支援
スマイルキャン パスさつません だい	薩摩川内市東開 開町 3-1-1 階	一般社団法人ま ちおこしプロジ ェクト	薩摩川内市東開 開町 3-1-1 階	小園 洋和	令和 7 年 10 月 1 日	就労選択 支援

短期入所薩摩川内矢倉町	薩摩川内市矢倉町4701番地 2	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番 3号	松下 展千	令和 8 年 2 月 1 日	短期入所
ソーシャルインクルーホーム薩摩川内矢倉町	薩摩川内市矢倉町4701番地 2	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番 3号	松下 展千	令和 8 年 2 月 1 日	共同生活援助

始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 2 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L・フラット	霧島市国分上小川1646番地 1	株式会社L・フラット	霧島市国分上小川1646番地 1	海野 史明	令和 7 年 11 月 30 日	児童発達支援・放課後等サービス
コミュニティケアペンギン	始良市西宮島町 5 番 1	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町木田1395番地16	大友 良治	令和 7 年 12 月 31 日	居宅訪問型児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハミングバード	霧島市国分重久493番地 4	合同会社TKR	霧島市国分重久143番地	吉留 文佳	令和 7 年 10 月 1 日	児童発達支援
キッズサポートロコスクベース	霧島市国分松木町13番地 5	合同会社LINK	霧島市隼人町見次513番地 3	志摩 昭浩	令和 7 年 11 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス
通所支援事業所いと	始良市宮島町26番地30	株式会社T&K	始良市西餅田2018番地 2	岡井 貴宏	令和 7 年 11 月 20 日	児童発達支援・放課後等サービス
ななほしこよし	始良市松原町二丁目31番地 4	有限会社田原	始良市東餅田3843番地 4	田原 清美	令和 8 年 1 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス
ハビリア	霧島市国分広瀬	株式会社ユニテ	霧島市国分広瀬	濱田桂太郎	令和 8 年	放課後等

	一丁目24番46-24-2号	イ	一丁目24番46-24-1号		1月1日	デイス ービス
放課後等デ ィサービスBamboo	伊佐市菱刈川北 2761番地1	一般社団法人エ ンパワメントみ やざき	伊佐市大口下殿 1637番地1	前原 加奈	令和8年 2月1日	児童発達 支援・放 課後等デ ィサービ ス
ハミングバード	霧島市国分重久 493番地4	合同会社TKR	霧島市国分重久 143番地	吉留 文佳	令和8年 2月1日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年2月27日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者自立支援 センターさくら	始良郡湧水町鶴 丸622番地5	有限会社鶴丸	始良郡湧水町鶴 丸622番地5	宮内 勉	令和7年 9月30日	居宅介護
就労継続支援B 型事業所そら一 れ	霧島市隼人町内 465番地1	株式会社サニー プレイス	霧島市隼人町東 郷435番地5	隈元 大樹	令和7年 11月30日	就労継続 支援B型
障害者支援セン ターワークショ ップゆうすい	始良郡湧水町北 方808番地1	社会福祉法人真 奉会	霧島市隼人町内 2068番地	大村 貢	令和8年 2月1日	就労継続 支援A型

始良・伊佐地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年2月27日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
なかよっちーあ いら	始良市平松2198 番地	一般社団法人タ ツの子会	鹿児島市西坂元 町17-7	中間 哲郎	令和7年 10月1日	短期入所
就労継続支援B 型事業所さくら	伊佐市菱刈重留 495番地	一般社団法人さ くら	大阪市生野区田 島六丁目14番19 号	津田 保弘	令和7年 10月1日	就労継続 支援B型
サポートセンタ ーかがやき	霧島市隼人町内 1553番地1	特定非営利活動 法人輝	霧島市隼人町東 郷82番地	園田 昇三	令和7年 11月1日	就労選択 支援
多機能型障害福 祉事業所Smile Life	霧島市隼人町見 次560番地3カ テドラルJ2階	合同会社Smil eLife	霧島市隼人町小 田3154番地6	永山 俊介	令和7年 11月1日	就労継続 支援B型
ピカミングワー クス	始良市鍋倉595 番地1	BECOMING株 式会社	始良市鍋倉162 番地	福田 浩	令和7年 11月1日	就労継続 支援B型
ITトレーニング センター霧島	霧島市隼人町真 孝151番地6	帝国株式会社	霧島市隼人町住 吉1756番地	大崎 貴之	令和7年 12月2日	就労移行 支援・就

						労 続 支 援 A 型
就 労 選 択 支 援 事 業 所 Smile Life	霧 島 市 隼 人 町 見 次 560 番 地 3 カ テ ド ラ ル J 2 階	合 同 会 社 S m i l e L i f e	霧 島 市 隼 人 町 小 田 3154 番 地 6	永 山 俊 介	令 和 8 年 1 月 16 日	就 労 選 択 支 援

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南九州市穎娃町別府字釜迫平8467番，8467番1の一部，8468番の一部，8471番3，8471番6，8471番8及び8471番14の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市穎娃町別府4710番地6
社会福祉法人更生会
理事長 中村邦彦

公 安 委 員 会 公 告

警備業貴重品運搬警備業務1級，同2級及び警備業雑踏警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業貴重品運搬警備業務1級，同2級検定及び警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で，次のとおり実施する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鑪 野 孝 清

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 貴重品運搬警備業務1級
 - (2) 貴重品運搬警備業務2級
 - (3) 雑踏警備業務1級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 貴重品運搬警備業務1級
 - (ア) 学科試験
令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 8 年 6 月 25 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 貴重品運搬警備業務2級
 - (ア) 学科試験
令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 8 年 6 月 24 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 雑踏警備業務1級
 - (ア) 学科試験
令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 8 年 7 月 22 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで

- エ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所
いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
- (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
ア 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- (3) 雑踏警備業務 1 級
ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定方法及び内容
- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
ア 学科試験
㊦ 警備業務に関する基本的な事項
① 法令に関すること。
㉮ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
㉯ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
㉺ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
① 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
㉮ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
ア 学科試験
㊦ 警備業務に関する基本的な事項
① 法令に関すること。
㉮ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
㉯ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
① 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (3) 雑踏警備業務 1 級
ア 学科試験
㊦ 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 8 年 3 月 30 日 (月) から同年 4 月 10 日 (金) まで (鹿児島県の休日を定める条例 (平成元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

- (ア) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で, 受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通

ウ 雑踏警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備

- 員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (ホ) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(3)の アに該当する場合に限る。) 1 通
- (カ) 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(3)のイに該当する場合に限る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- (2) 雑踏警備業務 1 級は、13,000 円（13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- (3) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
- ア 学科試験
令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時から午前 11 時まで
- イ 実技試験
令和 8 年 7 月 28 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

- (3) 受検定員
30人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 8 年 3 月 30 日（月）から同年 4 月 10 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
 - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
 - エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）